

く 会計局に関すること。

新なよりなすれて、 一部の本典なすれ、 一部の本典なすれ、 一部の表現では、 一記の表現では、 一記の表現では、 一記の表現では、 一記では、 一

平成28年

			次					
		規	則					
○栃木県知事の職務	を代理する副知事の順	序を定める規	則の制定・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	1
		訓	令					
○栃木県副知事の担	!任事務に関する規程の)制定	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	1
	_							
		規	貝					
	rio.							
術大県 規 別 第 五 十 一		KW. A. M.L.	マンとへ	(10 N MH-0 10°				
	マリー L I I I I I I I I I I I I I I I I I I	応序を近める非	の則を沙の、	まごは法をる				
平成二十八年七	· ш· т т ш				1n 🖽		t-m	1
(도 IV ml/ 드 linti 스	・職務を代理する副知事		/・0 声言	栃木県知事	開	田	ψH	
14 14						3.KD (1 1/2	. السال	
の順序は、次のとお地方自治は(昭和	こして「年後健第六十七日」	。 事。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等。 等	-114434416	サの状況により	失事の時	がならい	らり、正し	多晶角重
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	•							
第一順位 副知事								
第二順位 副知事	,							
との思うないとな	2111 - 1111 \ 1 m 1 1 1 m 2	(0)到1户1·0°						
この 表見に 平成	(二十八年七月二十日か	ながんなる					()	nfi my \
							(~ †	➡點)
		=101	^					
		訓	介	ĵ				
栃木県訓令第九号								
# V = V							*	上
								先機関
栃木県副田事の坦	任事務に関する規程を	灰のように定	める。					- (
平成二十八年七			~ ~					
N EIII 741				栃木県知事	堙	Ħ	(icH	1
栃木県副印事	の担任事務に関する規	맨		_(3())		_	•	
(担任事務)								
	任事務は、次のとおり	かる。						
大管事務		·						
	的な企画及び調整に関	するいと。						
	・算編成に関すること。							
	絡調整に関すること。							
こその他知事	が指定する事項に関す	MN70°						
二 副知事鈴木誠	一の担任事務							
	に関すること。							
口 落泡管型部	に関すること。							
八 県民生活部	に関すること。							
二 保健福祉部	に関すること。							
尗 県土整備部	に関すること。							

- ト 行政委員会(教育委員会を除く。) に係る連絡調整に関すること。
- チ県内市町村等との総合調整に関すること。
- リ その他知事が指定する事項に関すること。
- 三副知事赤松俊彦の担任事務
 - イ 環境森林部に関すること。
 - ロ 産業労働観光部に関すること。
 - ハ 農政部に関すること。
 - こ 企業局に関すること。
 - ホ 教育委員会に係る連絡調整に関すること。
 - へ 国及び関係機関との総合調整に関すること。
 - ト その他知事が指定する事項に関すること。

(担任の特例)

他の副知事が担任するものとする。第二条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、

图 图

この訓令は、平成二十八年七月二十日から施行する。

(人事課)